
日本近世の徴税役所文書——湊十分所

Documents of the Tax Office in the Early Modern Japan, *Minato-Jhubusho*

吉田ゆり子 YOSHIDA Yuriko

(東京外国語大学大学院地域文化研究科・教授)

1. 湊十分所とは

近代的な国家による租税システムができあがる以前にも、一定の領域を支配する権力が、人や物の移動に対して税を課すことがしばしばみられた。日本の場合、鎌倉時代後期から湊や宿などの交通の要所において徴取されるようになり、戦国時代には関所での関銭の徴取が広くみられるようになった。

しかし、織田信長や豊臣秀吉という統一政権は、関銭を廃止して通行を活発にし、つづく徳川政権も、軍事的な目的で関所を設けていたため、基本的に通行料徴収は目的とされなかった。ただ、河川交通の場合には河口に船役所が設けられ、上流から輸送される米や木材、その他の物資や輸送船に税金を賦課した事例は知られている。たとえば、最上川河口の山形県北村山郡大石田町、天竜川河口にある静岡県天竜市の鹿島番所、豊川河口の愛知県東上番所、矢作川河口の細川番所、相模川の荒川番所、千葉県の養老川や小糸川河口などに、「分一番所」ともよばれる「十分一」を徴取する役所が置かれていたことを確認できる。「十分一」とは文字通り荷物の価値に対して一割を税として徴取することを意味し、広く用いられた用語である。

ここで紹介する湊十分所とは、こうした役所のひとつで、17世紀前期から千葉県の内房に流れる湊川河口の上総国天羽郡湊村（現在千葉県富津市湊）に置かれ、周辺村落から船積みして江戸に送られる米年貢以外の荷物に賦課される十分一を徴取するための役所である [図1参照]。1872（明治5）年に廃止されるまで、代々菱田家がこの役人を勤めてきた。そのため、同家には十分一役所関係の文書が多く伝存している。なお、「湊十分所」の呼称は、史料の上では「湊十分一御役所」・「湊村御役所」・「湊御役所」などと現われるが、本稿では菱田家に口伝される「湊十分所」という表現を採った。



湊十分所文書（宝永7年8月「覚」）

2. 湊十分所文書の概要

湊十分所文書は、現在菱田敏子家（千葉県富津市湊）に所蔵されている。同家の所在地は、江戸時代以来湊十分所が置かれた場所で、明治5年に木更津県から払い下げを受け、今日に至っている。菱田家は、関東大震災で家屋が倒壊し浸水したため、文書の一部を失っている。伝存する同家の文書には、湊十分所文書の他に、明治の郵便局関係史料が存在する。また、駆け込み寺として有名な尼寺上野国（現在群馬県）徳川満徳寺の住持を勤め、1791（寛政3年）に没した菱田慶利の姉の書状や、安政4年に没した菱田有義の義兄が料理家として有名な石井治兵衛であった関係から、料理本などの珍しい文書もみられる。また、和書や漢籍などの書物には「菱田文庫」という蔵書印が押されたものも多くみられ、同家が地域社会の知識人層として、周辺住民に図書を貸し出し、いわば図書館の役割を担っていたと考えられるのである。

菱田家文書のうちの湊十分所文書は、総点数約800点ほどであるが、現所蔵者菱田敏子氏のご夫君である故菱田忠義氏のご意向により、外部への閲覧を停止し、史料集として刊行する作業を進めている。そのため、これまで湊十分所文書を使った研究はおこなわれていない。わずかに、『千葉県史料 近世編上総国下』と『富津市史 史料編』に若干の史料が掲載され、『富津市史 通史編』に同書の編者でもあった菱田忠義氏による概説的な記述があるにすぎない。



図1 湊川の位置

3. 「十分一」と「十分場」

ここでは、湊十分所とはどのような目的で設置された役所であったかを、湊十分所文書を使いながら解説しておきたい。

湊十分所が設立された経緯については、それを直接著した史料は伝わっていない。そのため、後に書き上げられた由緒書などによって推定するほかはない。たとえば、1710（宝永7）年8月に、幕府直轄領から佐貫藩領に湊村の支配が替わる時、佐貫城に入部する阿部正鎮^{まさたね}へ所領を引渡す役目を負った幕府代官野田次郎左衛門が、湊十分所について湊村役人に問い合わせている。その下問に答えて、菱田忠右衛門と下役人二人から提出した覚書が残されている。そのほか、領主が支配に必要な場合に十分一に関する調査を行い、そのつど湊役人が提出した書類に記された由緒書がある。

こうした湊十分役所の創設に関して言及している由緒書の内容は、大別して三種類ある。第一は、「湊村御役所の儀、元和九年亥より寛永十弍年松平大膳頭様御知行所の節、数馬村において駒之口銭三文宛御取成され、其後寛永十一戌年より同丑迄四年熊沢三郎左衛門様御代官所に罷

り成り、湊村に十分壺御藏立て申し候て、諸色十分壺取来り申し候（後略）（宝永7年8月「寛」と、1623（元和9）年以來の支配領主の変遷にしたがって、十分一と十分役所について記したものである。これによると、湊十分所は、熊沢三郎左衛門という代官が支配した1634（寛永11）年から1637（同14）年までの間に、湊村に「十分壺御藏」を立てて十分一を取立てるようになったことがその始まりということになる。ただ十分一は、元和9年から寛永11年までの知行主松平大膳頭忠重が、湊村の隣村数馬村で徴収していたという「駒之口錢三文」を廃止して、それにかわるものとして賦課されたといわれており、前身にあたるものが存在したことがわかる。

第二の系統は、「駒之口錢申伝」と「十分一始之申伝」を、次のようにより詳細に記しているものである（「湊御役所覚書」）。

駒之口錢申伝

松平大膳様御代 場所数馬村
才兵衛屋鋪辺 帳付役孫左衛門

惣て望井台原等の他領境へ足輕目付に仰せ付けられ候由也

十分一始之申伝

熊沢三郎左衛門様御代官所 役人者手代安西与五右衛門

此与五右衛門湊町割も仕り候由

すなわち「駒之口錢」は、数馬村才兵衛屋敷の辺に孫左衛門という者が帳付役として常駐し、往還を通る荷を積んだ馬一頭当たり三文宛錢を取り立てていたものであることがわかる。しかも、望井村と台原村などの他領境に足輕を目付として配したという記述から、「駒之口錢」は松平忠重が自領を通行する他領の馬荷に賦課した通行税という性格を持つものであったと考えられる。ところが、松平忠重が遠江国掛川に移封後幕領になると、「駒之口錢」は廃止された。そして、代官熊沢三郎左衛門は、往還荷物だけでなく江戸内湾舟運と物流の拠点である湊村の町割を行って湊を整備し、ここに十分一役所を設置して船積み荷物から十分一を徴収することにした。現地で具体的な整備にあたったのは、代官手代の安西与五右衛門であるという。

それでは、どのような荷物から、どういう根拠で十分一が徴収されたのか。この点に関しては、第三の系統の仕来書上に記されている。「元和九亥歳松平大膳頭領地の節、鬼泪山峰上山より出候荷物、牛馬疋に付駒之口錢ト唱鑿三文取立て、其後寛永十一戌年より同十四丑年迄四ヶ年旧幕府代官熊沢三郎左衛門支配中、右駒之口錢相廃し、当所え土蔵造立、右鬼泪山并峯上山御林え入会い、日々産業仕来り候五十二ヶ村、御領私領差別なく、穀物を除くの外薪十分のみ正に取立て、其余竹木櫛藤弦、総て生産の諸物、商方に関係運輸の荷物、当所において相改め、山元値段十分一錢相納めさせ、且八幡浦において売荷船積相改め、帆錢と唱、地浦は壺反に付鑿三文、他浦船は壺反に付四十八文宛取立て申し候（後略）」（明治4年12月「上総国天羽郡湊十分一取立起源書上」）と

あり、ここから (1) 「駒之口銭」も十分一も鬼泪山と峯上山から出る荷物に賦課されるものであること、(2) 特に十分一は両山の御林に入会を認められている 52 カ村が、「産業」の代償として納めるものであること、(3) 十分一は年貢ではなくこれらの村々が販売のために運送する荷物に賦課されること、(4) 賦課対象となる商品からは穀物を除くこと、薪は現物で総量の十分一を納めること、薪以外の竹・櫛・藤弦など山でとれる商品には、山元値段の十分一を金納させること、(5) 八幡浦で積み荷改めを行い、帆銭を徴収していたことがわかる。すなわち十分一は、鬼泪山きなだと嶺上山みねかみから産出される、穀物以外の販売を目的とした商方荷物に賦課される雑税であり、両山の御林に入会権を持つ 52 カ村が納める義務をもつものであった。こうした鬼泪山・嶺上山に入会する村々が十分一を納める義務があるという論拠は、すでに 1702 (元禄 15) 年 2 月に菱田忠右衛門から時の支配代官である樋口又兵衛に書き上げた覚書にも、「佐貫嶺嶺下嶺上共に御私嶺に相分り候ても、鬼泪山・嶺上山先規より入会の村々に御座候間、十分一出し来り申し候」(元禄 15 年 2 月「覚」と明言されている。では、なぜ 52 カ村が十分一を納める義務を負っていたかという、入会山の山稼ぎを行う「産業」の代償であるというのであった。

ここで注目されるのが、1746 年 (延享 3) 年に十分一役所の跡式を継ぎ、1791 年 (寛政 3) 年に亡くなった菱田慶利の話として、菱田忠八吉隣が記した書き上げである。これには「元来湊十分所発端は、佐貫嶺上嶺下御山附五拾式ケ村十分一場と相定め候は、右御山最寄村々百姓共植附け見養い育み世話仕り、成長次第百姓願出候節見分を遂げ、下直の代金にて御払成され、湊并八幡浦、数馬、笹毛四ヶ所え出させ、十分一相改め申し候、村々百姓居山四壁木等固年貢上納地に候得ば、又候十分御取成させらるべきには御座なく候得共、御払山木品と混雑仕り別段に相分り難く候故、一同十分一相納めさせ候」(寛政 10 年 4 月「御尋ニ付古例并当時之儀書上之覚」とある。すなわち、領主の「御山」付き 52 カ村の百姓は、日頃御林の養育を行う代わりに、願い出によって下値で御林の木を伐採することを許されていた。その御払い山の木を津出しするときに、湊・八幡・数馬・笹毛の湊で賦課されるのが十分一であるという。したがって、本来は年貢地である百姓の居山(所持山)や屋敷地の木は十分一の対象ではないが、御払い山の木と津出しの時に区別がつかないため、十分場から津出しする木品にはすべて十分一を賦課することになったというのである。その品目は、阿部佐貫藩時代(宝永 7～明治 4 年)に藩からの諮問に答えた菱田忠右衛門の口上書によると、「竹木槓炭類、蕨・蓀・蔓・葛・藤・抹香・櫛・黒文字・茯苓・□靈仙・忍冬、其外薬種類、裏白・野老」(寛政 2 年 2 月「口上之覚」)などがあげられている他、「小十分一」として水油や下駄などの加工品まで、穀物以外のあらゆる商品が賦課対象になっていたことが判明する。さらに、年不詳ながらやはり湊十分一役人からとみられる答申に、無十分場へ出す品物であれば、親類縁者への「進物」であっても十分一を徴収すると述べられており、十分場から無十分場へ出る品物であれば、販売向けか否かにかかわらずすべてにわたって十分一を賦課するものであるという認識に至っていたことが明らかになるのである。

以上を整理すると、十分一とは本来、鬼泪山・嶺上山の御山に入会権を持つ佐貫・嶺上・嶺下 52 カ村の百姓が、助成のために許可された御山の木を売却する時に賦課される運上に淵源があ

るが、現実には十分場で生産される穀物以外のすべての産物から、さらには贈答品からも徴収されるものに変質していったことなのである。

しかし、十分一を徴収する権利を持つのは、あくまで本来の十分場の意味を反映して、鬼泪山・嶺上山を所領とする領主であった。この地域の支配領主は、内藤正鎮領となる1710（宝永7）年までひじょうに目まぐるしく変遷しており、十分一役所が置かれたという熊沢三郎左衛門代官所時代以降、一色忠次郎代官所、松平勝隆領（佐貫藩）、池田新兵衛代官所、平岡三郎右衛門代官所、柳沢吉保知行所、市川孫右衛門代官所、樋口又兵衛代官所、そして内藤正鎮領（佐貫藩）であった。し

たがって、代官所時代には十分一は幕府のものであり、私領の場合はその大名・旗本の領知高の一部となったのである。

ところで、十分一を納める義務を持つという52カ村は、「十分場」、「十分一場」とも「御山附五十二ヶ村」ともいわれ、支配領主が変わっても十分一を納める義務を持ち続けるという。逆に言えば十分場は、先に引用した史料のように、「御領私領差別無」く湊十分一所に十分一を納めることになるのである。

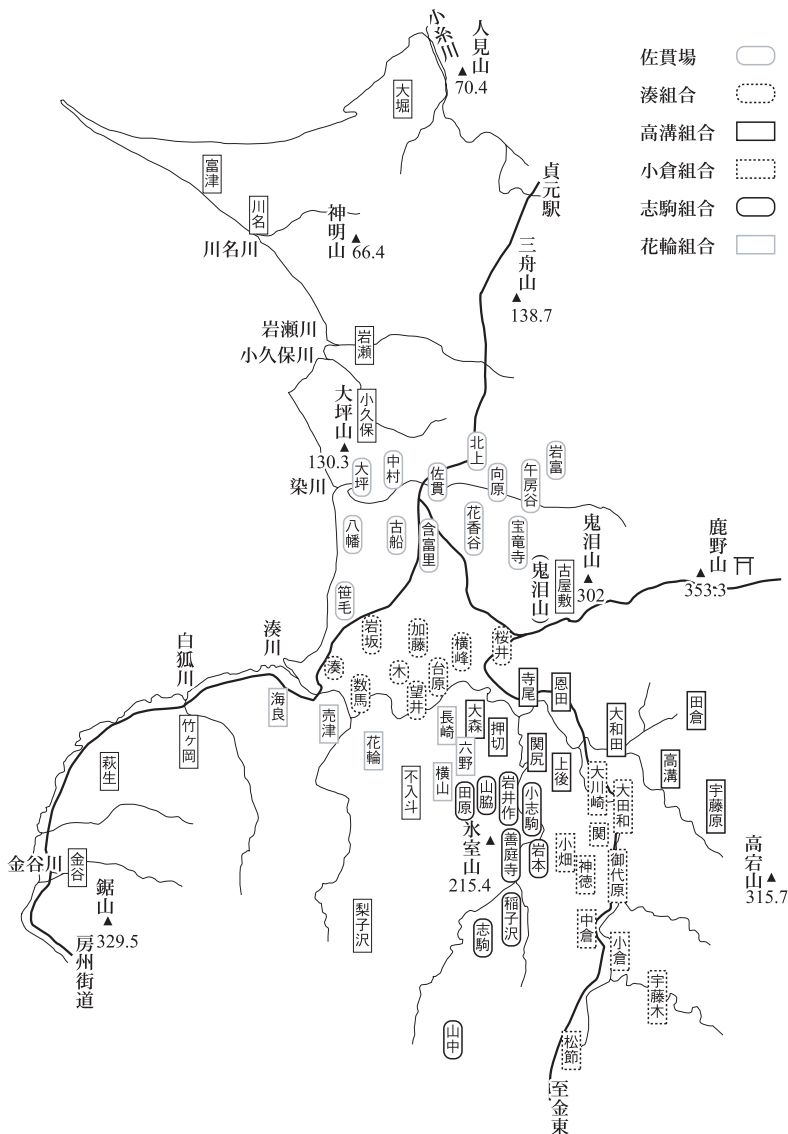


図2 十分場と佐貫藩領の村々

安永一天明年間頃の佐貫藩 16000 石の村々 58 カ村を地図に落とした図 2 [十分場と佐貫藩領の村々] みると、藩内が佐貫城下を中心とする佐貫領、湊村を中心とする湊組合、湊川中流の高溝組合、上流の志駒組合、小倉組合と、湊川対岸の花輪組合の 5 つの組合に分かれていたことがわかる。この内、十分場とは佐貫領・湊組合・高溝組合・志駒組合・小倉組合で、花輪組合は「無十分場」である。これは、宝永 7 年以降の佐貫藩領時代に湊十分役所から出された十分一に関する定式触が、この 4 つの組合を単位にそれぞれ廻されていること、ところが花輪組合には「峯上峯下村々より左の村々え、若し抜荷・薪・炭類、其外拾分一上り候品々出候共、其村々の者共買取り申さず候の様」(花輪組合宛廻状) と、十分一を納めるべき品を売りに来ても購入しないようにとあり、この組合村々が十分一を納める義務をもっていない「無十分一場」であることがわかる。つまり、佐貫藩領の村々では、4 つの組合、合計 51 カ村が「十分場」であることが明らかとなった。では、先述した「十分場」52 カ村の内、残る 1 カ村が問題となるが、これは佐貫領の北側にある小久保村である。小久保村は、「佐貫領十四ヶ村の内小久保村、御地頭別々に罷り成り候」(小久保村十分一証文) とあるように、宝永 7 年に阿部忠領が佐貫城に入る時、佐貫藩領に組み込まれず原新六郎代官所、旗本小倉忠右衛門知行所、天野清十郎知行所、大久保平右衛門知行所の四給支配となった。そのため、佐貫藩領ではないものの、それまで佐貫領 14 カ村として納めてきた十分一を、佐貫藩に納めることになったのである。

今後、湊十分役所文書が史料集として公刊されることにより、他地域における十分一役所研究とともに、日本近世における河川交通と物流ともなう徴税システムが明らかになることが期待されよう。

参考文献

- 菱田忠義「十分一役所」(『富津市史 通史編』第 2 章第 3 節)
- 相田二郎「相州津久井県荒川番所の五分一運上」『歴史地理』54 巻 4 号
- 浅若晃「三河地方経済史分一番所の研究(上)(中)(下)」『愛知大学 総合郷土研究所紀要』3・5・6 号、1957・59・60 年
- 内田龍哉「明和・安永期における水運政策の一考察」『千葉史学』2 号、1983 年
- 平松弘「天龍川の分一一揆に就て」『経済史研究』8 号、1930 年
- 村瀬典章「天竜川水運における満島番所」(地方史研究協議会編『流域の地方史』雄山閣出版、1985 年)
- 横山昭男「近世中期における最上川水運の一考察」『歴史の研究』10 号、1963 年
- 渡辺和雄「近世における津久井地方の関所と番所」『郷土神奈川』5 号
- 渡辺和雄「相模川水運における荒川番所の性格」『神奈川県史研究』31 号、1978 年
- 『神奈川県史 通史編』
- 『新城市誌』
- 『天竜市史』上巻